

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	建築行政共用データベースシステム	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部 建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に基づく台帳保存 建築基準法令の規定による処分の管理のため	
記録項目	1 建築主氏名、2 建築主住所、3 建築主電話番号、4 申請代理人、5 設計者、6 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者、7 建築設備に関し意見を聴いた者、8 工事監理者、9 工事施工者、10 構造計算適合性判定の申請、11 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、12 敷地の地名地番、13 住居表示、14 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等、15 防火地域、16 その他の区域等、17 道路、18 敷地面積、19 主要用途、20 工事種別、21 建築面積、22 延べ面積、23 建築物の数、24 建築物の高さ等、25 許可認定等、26 工事着手予定年月日、27 工事完了予定年月日、28 特定工程工事終了予定年月日、29 その他必要な事項、30 備考、31 設置者氏名、32 設置者住所、33 設置者電話番号、34 設置する建築物又は工作物、35 昇降機の概要、36 築造主氏名、37 築造主住所、38 築造主電話番号、39 工作物の概要、40 確認申請受付番号、41 確認申請受付日、42 確認番号、43 確認年月日、44 確認済証交付者、45 完了検査済証番号、46 完了検査日、47 完了検査済証交付者、48 中間検査済証番号、49 中間検査日、50 中間検査済証交付者	
記録範囲	建築主、設置者、築造主	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務部 総務課 883－8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	作成年月日：令和５年４月１日 最終更新日：令和７年８月１日

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	日向市建築確認台帳（平成 22 年度以前）	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部 建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に基づく台帳保存 建築基準法令の規定による処分の管理のため	
記録項目	1 申請区分、2 建築物、建築設備、工作物の別、3 確認検査機関、4 受付年月日、5 受付番号、6 確認年月日、7 確認番号、8 建築主氏名、9 建築主住所、10 設計者、11 工事監理者、12 工事施工者、13 敷地の地名地番、14 地域地区、15 用途地域等、16 防火地域、17 主要用途、18 工事種別、19 建築物の数、20 敷地面積、21 建築面積、22 延べ面積、23 構造、24 階数、25 検査年月日、26 検査済証番号	
記録範囲	建築主、設置者、築造主	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務部 総務課 883－8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	作成年月日：令和 5 年 4 月 1 日 最終更新日：令和 7 年 8 月 1 日	

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	市営住宅管理システム	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部 建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	公営住宅法に基づく市営住宅管理のため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 続柄、5 国籍、6 住宅名、7 入居日、8 退去日、9 年齢、10 給与収入、11 年金収入、12 給与所得、13 年金所得、14 その他所得 15 特定扶養、16 老人扶養、17 老人配偶者控除、18 普通障害、19 特別障害、20 寡婦、21 ひとり親、22 同居人数	
記録範囲	市営住宅入居者及び退去者	
記録情報の収集方法	本人の申請及び職員の調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務部 総務課 883—8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	作成年月日：令和 5 年 4 月 1 日 最終更新日：令和 7 年 8 月 1 日	